

第 章 全体まちづくり方針

1 . 土地利用の基本方針

1-1 基本的な考え方

まちに活気があり、いつまでも住み続けられる快適な都市を目指し、都市軸及び都市的拠点の区域は主要市街地、交通軸の沿線の区域は広域かつ効果的な土地利用を図る区域として位置づけ、計画的な土地利用を進めます。

また、これと並行し、本市の魅力である清流、里山や森林等の豊かな自然を守り、都市の中で特徴的な景観を形成する重要な緑地となる農地を保全し、いつまでもかわることのない自然環境を有する「環境都市あきる野」の実現を目指した、計画的な土地利用を進めます。

1-2 土地利用の方針

(1) 商業・業務系市街地

広域型サービスを図る商業・業務系市街地

秋川駅北口地区は、本市の交流拠点として、商業施設の充実と活気のある街並み形成を図ります。

また、武蔵五日市駅前から檜原街道沿道に立地する商店街は、地域住民や観光で訪れる人々にとって便利で魅力的な商業地になるよう施設の整備を進めます。

秋川駅北口地区



近隣型サービスを図る商業・業務系市街地

東秋留駅や武蔵増戸駅周辺では、駅前道路や駅前広場の改善などにより、駅の利便性の向上を図るとともに、商店街では、歩行者が歩きやすく、ゆとりをもって買い物ができる環境づくりを進めます。

また、草花地区では秋 3・3・9 号小川草花線と秋 3・4・6 号福生狩宿線の交差部周辺に、沿道型の商業施設として最寄り品を中心とした店舗の立地誘導を進めます。

(2) 産業系市街地

菅生地区、小峰台地区、小川東・二宮東地区に形成された産業系市街地は、周辺環境との調和を図りながら、既存企業の育成を進めます。

秋川高校跡地から富士通（株）あきる野テクノロジセンターまでの区域は、本市の産業拠点における中核をなす区域であることから、既存の製造業やIT関連、物流関連施設等の誘致を図るとともに、周辺環境との調和と共生に配慮した産業基盤の整備を進めます。

あきる野インターチェンジ周辺は、本市の玄関口として、周辺環境と調和した商業・業務・レジャー施設、さらには都市交流型農業を活かした農業施設を複合させた機能の導入を目指します。

(3) 複合型市街地

産業系複合市街地

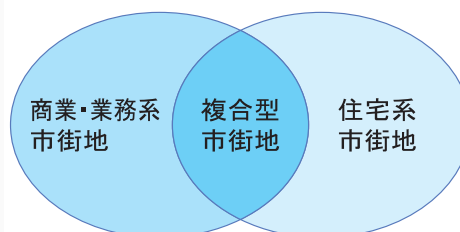
武蔵引田駅周辺及び武蔵増戸駅北口地区は、土地区画整理事業の実施により、安心、安全に便利及び心地良さを加味したまちづくりを推進します。

市街地の形成に当たっては、旧秋川高校周辺における産業拠点の整備と連携を取り、産業の活性化と良好な居住環境の創出を図るため、業務地、商業地、住宅地がバランス良く配置された産業系複合市街地の整備を進めます。

豊原地区は、圏央道や秋川高校跡地に隣接し、立地条件に恵まれていることから、土地区画整理事業などによる基盤整備を進め、隣接する市街化区域の土地利用や秋川高校跡地の土地利用転換と連携した、産業系複合市街地の形成を進めます。

秋留台東地区は、秋多中学校や市役所が立地しています。本地区では、市街地整備により、住宅地や商業・業務地を配した利便性の高い複合型市街地の形成を進めます。

複合型市街地のイメージ



(4) 住宅系市街地

修復型まちづくりを進める住宅系市街地

都市基盤が未整備のまま宅地化が進み、居住人口の多い地区などについては、生活環境や防災機能の向上を図ることが望まれます。

このため、生活道路の改良による歩行者の安全性の確保や緑豊かな街路空間の形成など、修復型まちづくりによって、ゆとりとうるおいのある街並み整備を進めます。

修復型まちづくりのイメージ



新たな形成を図る住宅系市街地

広域交通の利便性が高い圏央道周辺の霞野地区、東原地区は、市街地の整備にあわせて地区計画制度を導入し、都市基盤の整った住宅系市街地としての整備を進めます。

また、南小宮地区においては、「あきる野市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、市営住宅の再編を図り、住宅系市街地としての整備を進めます。

新たな住宅系市街地のイメージ



(5) 集落地

秋川・平井川の沿岸や山間部には、古くから集落地が形成されており、河川や河岸段丘の豊かな緑に囲まれた住環境を有しています。このような集落地では、自然環境との調和を図りながら、生活道路の改善や污水处理施設の整備など、生活環境の整備を進めます。

(6) 集团的農地

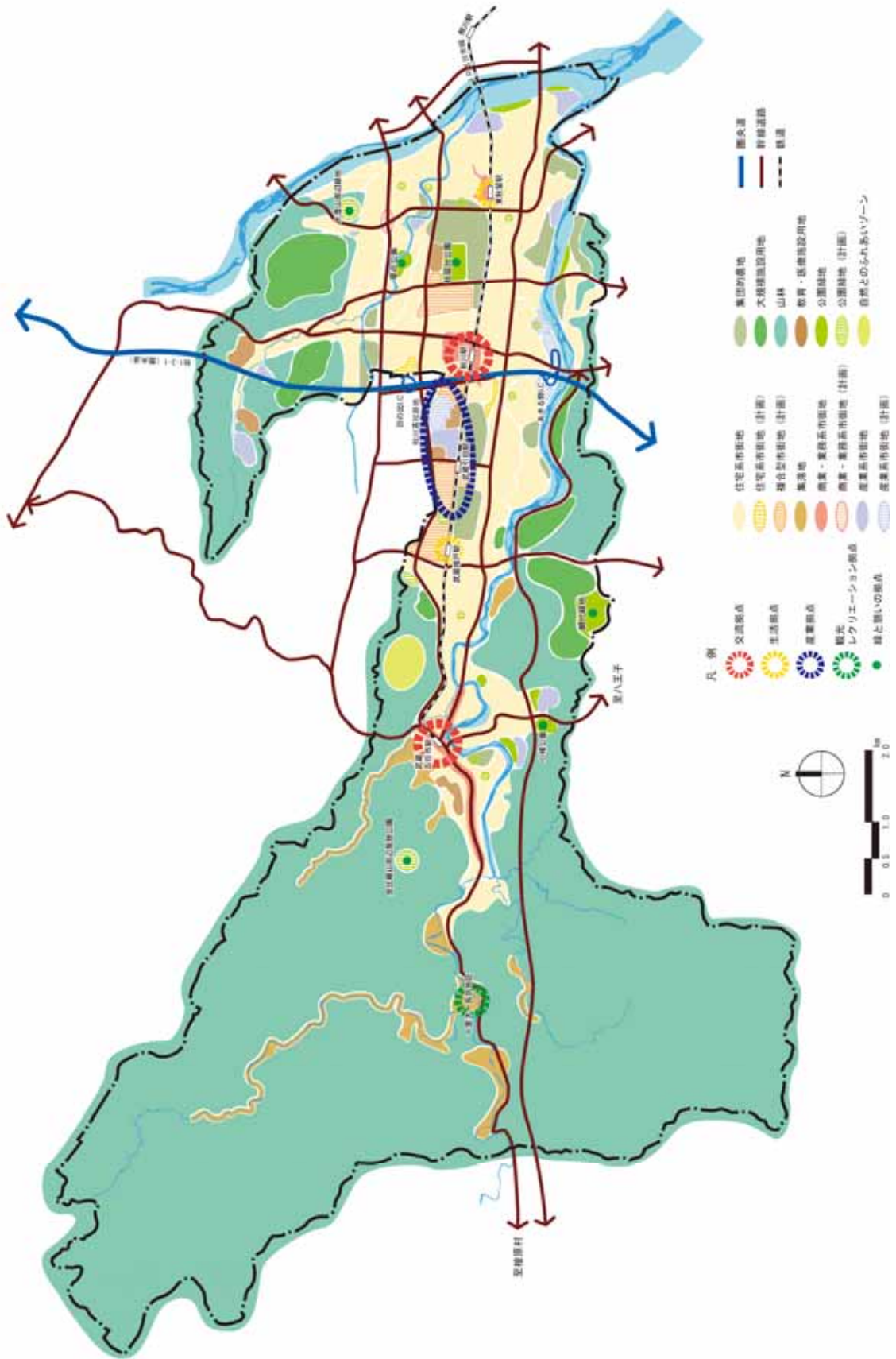
農振農用地は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤であるとともに、都市に住む人々の土とのふれあいの場として、市の特徴的な景観を形成する重要な緑地になっています。これらの農地は、今後も効率的な利用や優良農地として確保するとともに、地域の状況を踏まえた適正な土地利用を図るため、農振農用地区域の見直しなどを検討します。

(7) 山林

本市には、市域の約6割を占める山林があり、複雑に入り組んだ地形の上に、戸倉・小宮・深沢地区に広がるスギ・ヒノキの人工林、秋川丘陵の渓谷沿いの広葉樹林や針広混交林、草花丘陵や横沢入の里山の雑木林、また、戸倉三山や馬頭刈山に広がる山林など、多様な森が存在します。

森の特性や森が与えてくれる恵みの種類、森の資源、利用状況、地域の意向などから、「郷土の恵みの森構想」において設定された、『清流の森』、『経済の森』、『郷土教育の森』、『歴史文化の森』、『健康の森』、『観光の森』の6つの類型に従い、「郷土の恵みの森」の実現に向けた山林の保全・活用を図ります。

● 将来構想図（土地利用計画図）



2．交通体系整備の基本方針

2-1 基本的な考え方

本市の道路網は、都市計画道路を骨格として国道や都道により、梯子状の道路網を形成しています。

今後は、都市計画道路の整備を早期に進め、駅周辺の整備や鉄道・バスなどの公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、歩きやすく安全な道づくりなどを進めます。

2-2 道路整備の方針

(1) 市街地の骨格をなす交通体系の形成

自動車専用道路 ～ 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）

圏央道は、横浜から八王子・川越・つくば・木更津などの首都圏近郊の外縁都市を結び、東名高速や中央道・関越道・東北道・常磐道・東関東道などの高速交通ネットワークに接続する道幅 22m、延長約 270km の首都圏の大環状道路です。

市内にはあきる野インターチェンジが、隣接する日の出町には日の出インターチェンジが整備され、これにあわせて圏央道へ接続する道路の整備が進められています。

圏央道路線図



幹線道路

市街地の骨格を形成する梯子状の幹線道路網として、東西方向には秋 3・4・6 号福生狩宿線、秋 3・4・5 号平沢平井線を、南北方向には国道 411 号をはじめ、秋 3・3・9 号小川草花線、秋 3・4・16 号秋川南北線、秋 3・4・13 号引田平井線、秋 3・4・14 号八龍狩宿線、秋 3・5・7 号初後狩宿線などを、それぞれ市街地整備の状況にあわせて整備します。

また、国道 411 号を補完する道路や秋川南岸道路の整備を進め、国道 411 号や檜原街道の渋滞緩和と非常時の代替機能の強化を図ります。

補助幹線道路

生活道路からの交通を幹線道路にスムーズにつなげる機能を持つ補助幹線道路として、主要な市道などを中心に位置づけ、計画的に整備を進めます。

また、幹線道路から駅に接続する駅周辺道路の整備を進めるとともに、歩行者の快適性や安全性を確保するため、歩道の整備を図ります。

自転車歩行者道 東秋留橋



生活道路

市街地や集落地内における生活道路は、交差点の隅切りや道幅の狭い部分の拡幅などを進めることにより、歩行者の安全性の強化や緊急車両の進入、火災時の延焼防止や避難路としての機能の向上などを図り、安全性と防災性の高い生活道路の整備を目指します。

(2) 駐車場・駐輪場

駅周辺の駐車場や駐輪場の整備・改善を進め、通勤通学や買い物などでの利便性の向上を図ります。

2-3 公共交通機関整備の方針

(1) 鉄道

都心部や八王子方面への交通手段として利用されているJR五日市線は、利用者の利便性や安全性の向上を図るため、駅施設や運行体制の改善とともに、複線化を促進します。

JR五日市線



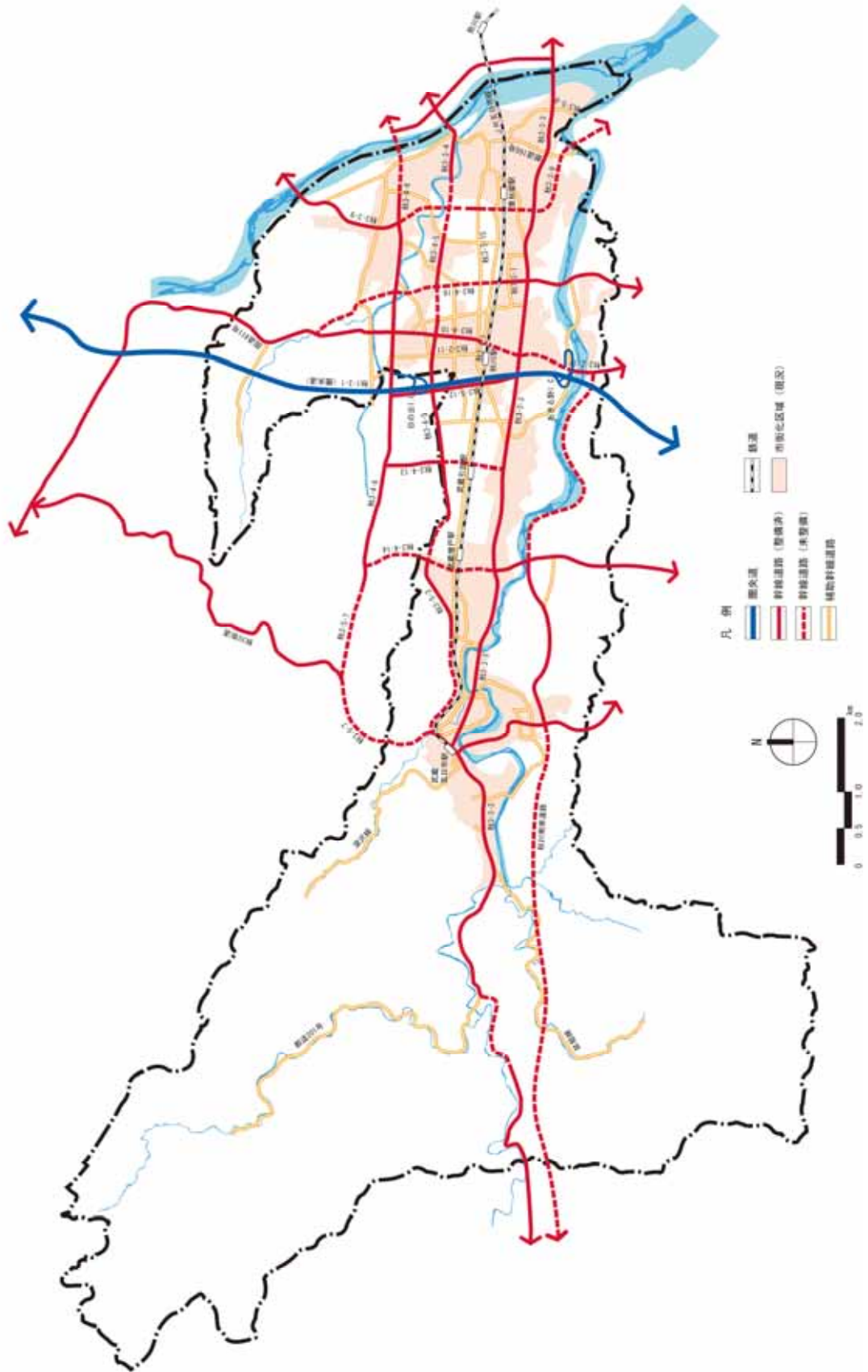
(2) 地域公共交通

市内には鉄道やバス路線から遠く、公共公益施設などが利用しにくい地域があります。これらの地域でのニーズに対応するため、地域と公共公益施設などを結ぶ市内循環バスは、運行を継続するとともに、地域住民との連携による新たな運行手法を検討します。

るのバス



● 交通計画図



3 . 公園緑地整備の基本方針

3-1 基本的な考え方

市民の暮らしに身近な公園や緑と憩いの拠点となる公園緑地の整備を進めます。

また、山地や丘陵地の緑、秋川・平井川・多摩川の水辺と崖線の緑地など、良好な自然環境の保全を図るとともに、道路や宅地などの緑化による緑豊かな街並み形成を進めます。

3-2 公園緑地整備の方針

(1) 施設緑地の配置

住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）

街区公園については、現在公園施設が不足している地区を中心に、将来市街地や神社仏閣の位置などを考慮し、誘致圏に基づいて配置します。

近隣公園については、市街地の状況や地域のコミュニティなどを考慮し、誘致圏に基づいて配置します。

また、地区公園については、将来市街地や都市構成などを考慮し、誘致圏に基づいて、市内にバランスよく配置します。

都市基幹公園（総合公園・運動公園）

市民のスポーツやレクリエーションの需要に対応するため、草花公園と秋留台公園の充実を図るとともに、多摩川河川敷の市営総合グラウンドを運動公園として配置します。

特殊公園（風致公園）

小峰公園は、「環境庁ふれあい自然公園自然休養地」として開設されていますが、「都市計画マスタープラン」ではその利用状況から風致公園として取り扱いました。また、市街地を一望し、古くから市民に親しまれてきた金比羅山周辺を風致公園として配置します。

都市緑地

網代緑地の整備を推進するとともに、多摩川・秋川・平井川を都市緑地に位置づけ、散策路の整備を図るなど、水と親しめるオープンスペースとします。

大澄山周辺と北郷神社周辺については、良好な樹林地を保全し、緑道の整備を図るなど、緑と親しめるオープンスペースとします。

これらの都市緑地は、市街地における公園や緑地とともに、緑のネットワークを形成します。

(2) 地域制緑地の配置

市街地内

市街地内の良好な樹林地や樹木などについては、市の条例などによりその保全を図ります。

また、生産緑地地区については市街地内の貴重な緑のオープンスペースであり、農業と調和した良好な市街地環境を保全するため、農地として維持するとともに、農業の継続が困難になった農地については公園緑地などの用地として活用します。

市街地周辺

秋川・平井川・多摩川の河岸段丘にある崖線の緑地は、市街地を縁取る連続した緑の帯を形成し、緑の美しい景観を構成しています。

これらの緑地は、豊かな自然環境を有しており、本市特有の緑の骨格を形成する貴重な財産として、特別緑地保全地区の指定により、積極的に保全を図ります。

山地・丘陵地

秩父多摩甲斐国立公園や都立自然公園の羽村草花丘陵・秋川丘陵・滝山などについては、ハイキングコースや休憩施設の整備などにより、利用の増進を図るとともに、市域の約 6 割を占める森林などの自然環境を守るため、新たな開発行為や残土の処理行為の抑制に努め、良好な自然環境の保全を図ります。

(3) 民有地の緑化

住宅地では、暮らす人々が快適でゆとりとうるおいを感じることができる住宅地を形成するため、市民の協力により、地域特性を活かした緑化を図ります。

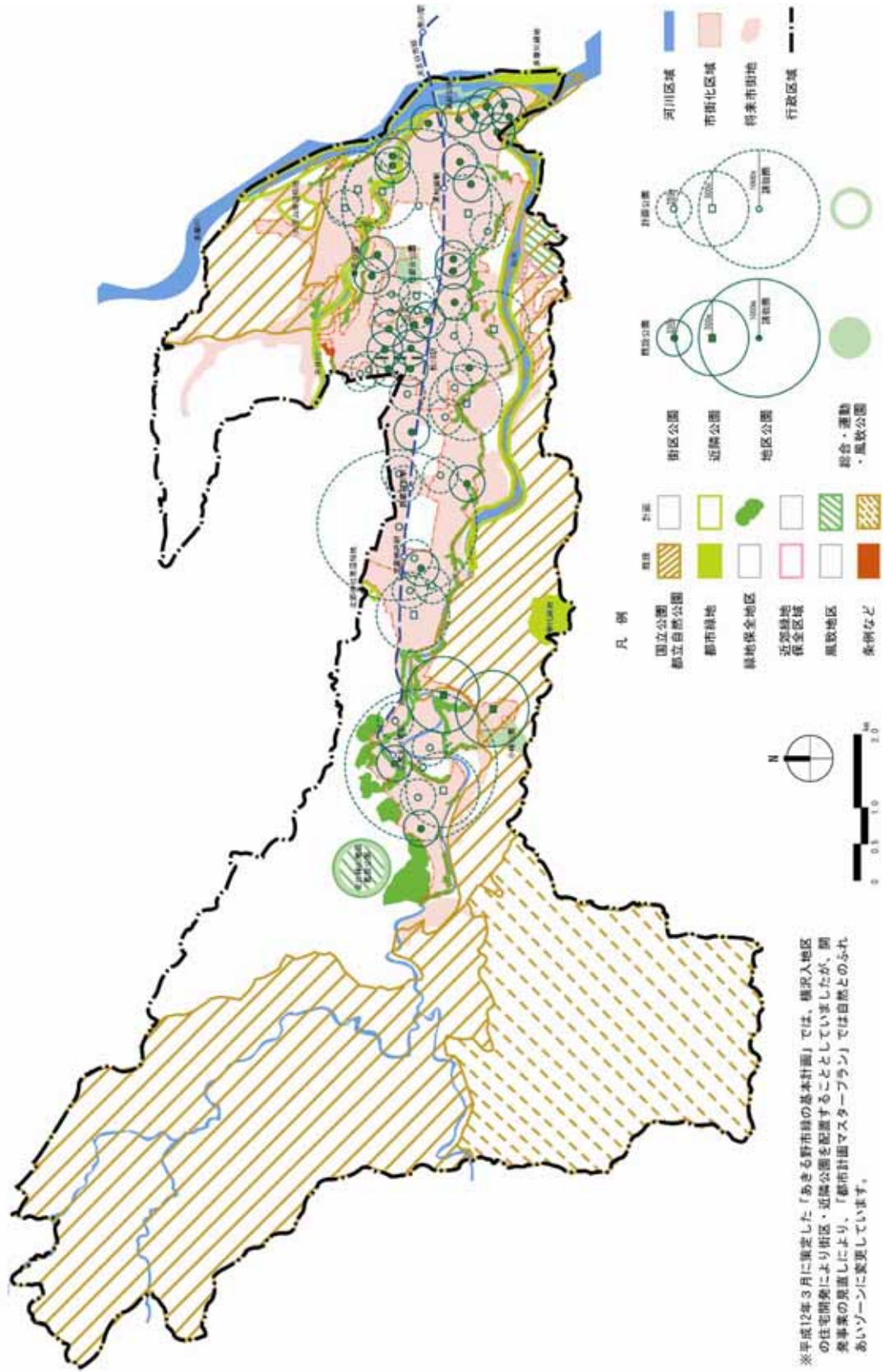
商業地では、積極的な緑化を図るとともに、開放されたオープンスペースの確保や修景の統一などを行い、魅力ある商業空間づくりを行います。

また、工業地では、周辺環境との調和を図るとともに、接道部や隣接地との境界における緑化を推進し、市街地環境の向上や防災機能と災害時の緩衝機能の強化を図ります。

(4) 山林の活用・保全

山地や丘陵地などの山林は、「郷土の恵みの森構想」による森づくり（利活用）の基本方針に基づき、森の多面的機能を高める「環境の森づくり」や森の価値を高め、持続的に利活用を進めるなど、その保全と活用を図ります。

● 公園緑地計画図



4 . 供給処理施設整備の基本方針

4 - 1 基本的な考え方

生活環境の向上を図るため、将来人口に対応した上水道の安定供給と公共下水道の整備を進めるとともに、ごみ処理施設の更新を図ります。

特に、下水道は都市の基幹的施設であり、生活環境や公衆衛生の向上と河川水質の保全を図るため、早期の整備を目指します。

4 - 2 公共下水道整備の方針

本市の下水道計画は、「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」により位置づけられ、このなかで八王子市・日野市・昭島市・羽村市・日の出町・檜原村とともに「多摩川流域下水道計画（秋川処理区）」の関連公共下水道として整備を進めています。現在は市街化区域内の整備が完了しており、今後は引き続き市街化調整区域内の整備を進めます。

4 - 3 ごみ処理施設整備の方針

本市のごみ処理は、日の出町・檜原村とで設置した西秋川衛生組合により行っており、処理場は約 3.3ha で、150t / 日の処理能力を持っています。

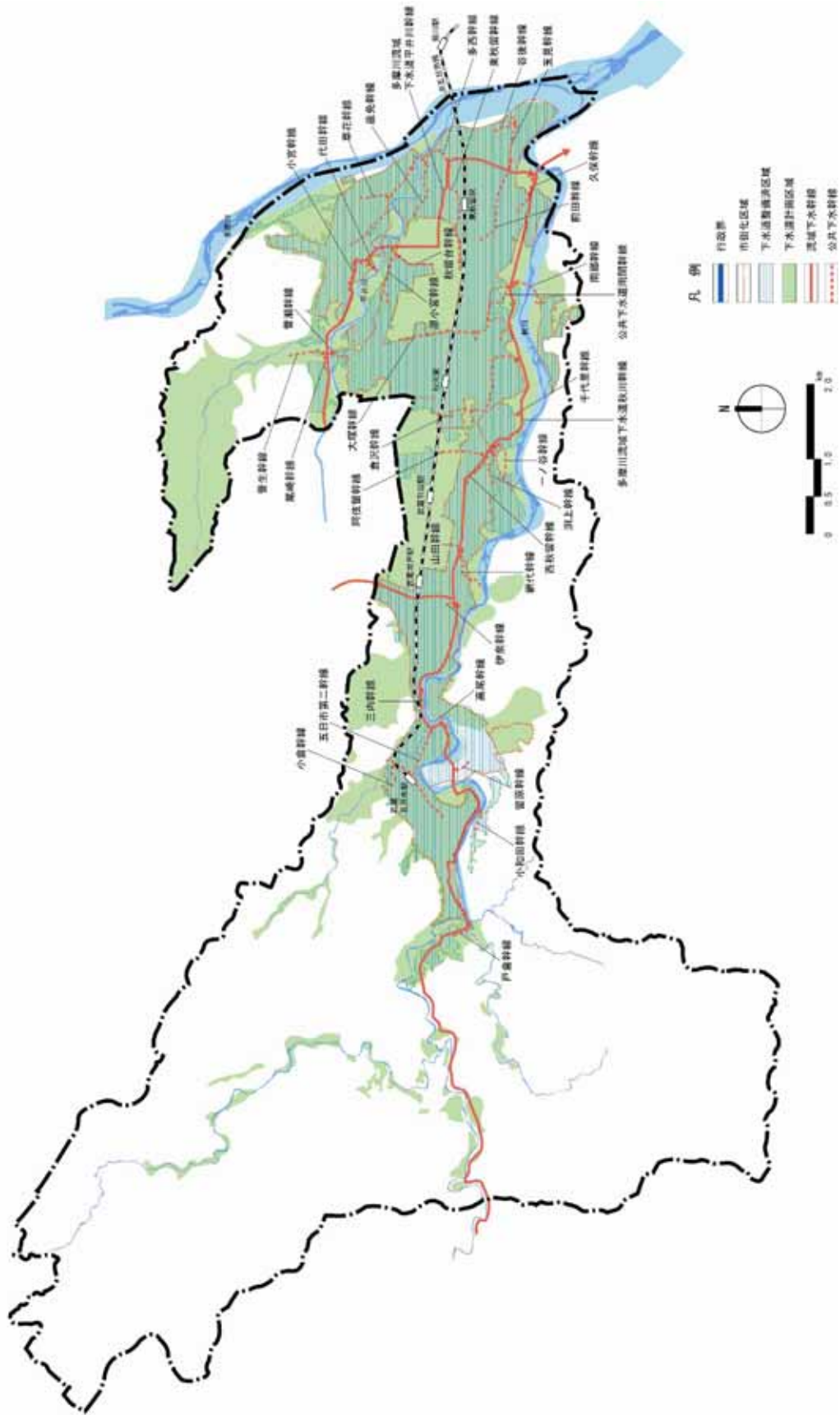
現在の施設は、稼働開始から 30 年が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、熱回収や資源化率の向上、最終処分場の延命に向けた新たなごみ処理施設（ガス化溶融炉）の建設を推進するとともに、新たにリサイクルセンターを設置します。

4 - 4 資源循環型社会づくりの方針

地球にやさしい資源循環型の社会づくりが急務となっており、ごみの減量化や資源化とともに、ごみを出さない市民生活や事業活動の啓発、リサイクル活動の支援を進めます。

公共施設や大規模施設においては、水資源の節約と再利用を図る水循環システムとして中水道の利用や雨水浸透を推進します。また、焼却施設の熱エネルギーの利活用や建設残土の再利用などを促進します。

● 下水道整備計画図（污水）



5 . 河川整備の基本方針

5 - 1 基本的な考え方

本市では、秋川、平井川、多摩川など3つの流域を有しており、それぞれ地域特性などに応じた整備が進められています。

秋川は「秋川流域河川整備計画」に基づき、総合的な整備が進められています。治水・利水・環境を柱に、河川が持つ本来の機能を守っていきます。

平井川は、良好な水辺環境を保全し次世代に引き継ぐため「平井川流域河川整備計画」に基づき、保全・利用・治水の調和がとれた将来像を目指します。

多摩川については、「多摩川河川環境管理計画」における3つの基本方針（多摩川と市民のふれあいの場を提供する、多摩川らしさを維持する、多摩川らしさを活用する）をもとに河川環境の整備を進めます。

秋川 引田堰周辺



5 - 2 河川整備の方針

(1) 河川の水質浄化と水量確保

秋川・平井川などは公共下水道の普及により水質の向上が見られます。さらに水質の向上・維持を図るため、引き続き公共下水道の普及を推進します。

また、河川や湧水の水量を確保するため、道路や宅地での透水性舗装の普及や浸透マス設置を進め、雨水の浸透能力を高めるとともに、自然の保水力を高める山林の保育・管理を進めます。

(2) 親しみやすい水辺空間の整備

自然に近く良好な水辺環境を損なわないよう、各河川の整備計画及び管理計画に基づき、親しみやすい水辺空間の整備を推進します。

養沢川沿いの遊歩道



秋川・平井川・多摩川などでは、遊歩道などの整備を進めるとともに、訪れる人が水に親しめるオープンスペースとして、河川沿いに設置する公園緑地とあわせて、レジャーやイベントなどの利用促進を図ります。

秋川ふれあいランド



6 . まちの景観づくりの基本方針

6-1 基本的な考え方

本市は山地や丘陵地の緑に囲まれ、市街地に接して河岸段丘の緑や河川の水辺があるなど、さまざまな表情を持つ地形的特徴を有しています。

本市の景観は水と緑豊かな「自然の景」、人々の暮らしや活動の場である「まちの景」、旧来からの集落地で丘陵や崖線の緑に囲まれた「集落の景」の3つの要素から構成されており、これらを大切にしつつ、そこに住む人々が愛着と誇りを持てる美しいまちの景観づくりを進めます。



6-2 まちの景観づくりの方針

(1) 山の景

山地や丘陵地の緑のスカイライン（稜線）を背景とする街並みは、自然豊かな特徴的な山の景観です。今後、山林の保全を図るとともに、市街地から見えるこの景観を阻害しないよう、配慮したまちづくりを進めます。

馬頭刈尾根



(2) 水の景

秋川・平井川・多摩川などの河川の水辺と渓谷の緑は、身近に自然が感じられる貴重な空間として、都市生活にうるおいを与えてくれる水の景観です。

これらの河川の水質や水量を確保するとともに、水辺の植生や生態系の保全を図り、この景観を守っていきます。また河川の整備に当たっては、各河川の整備計画及び管理計画に基づき、親しみやすい水辺づくりを進めます。

(3) まちの景

住宅地の景観

そこに住む人々のまちづくりに対する理解と協力によって、生活道路の拡幅や沿道の緑化などを進め、地域の個性を活かした美しいまちの景観づくりを進めます。

家庭内緑化のイメージ



商業地の景観

商業地については、地域の街並みに配慮しながら、沿道の緑化や店先の統一などにより、買い物客が親しみと心地よさを感じる景観づくりを進めます。

また、秋川駅や武蔵五日市駅周辺などの商業施設の集まる空間は、“まちの顔”として、地域の個性を活かしながら、訪れる人がにぎわいと魅力を感じる景観づくりを進めます。

道路の景観

幹線道路などでは街路樹の整備やキャブシステム（電線などの地中化）の導入を促進するとともに、歩道の設置や沿道の緑化などにより、美しくゆとりのある道路空間づくりを進めます。

（４）集落の景

秋川・平井川・養沢川の沿岸には、社寺林や崖線の緑などの水と緑に抱かれた落ち着いた集落地の原風景が残っています。

こうした集落地の景観を守るため、地域に暮らす人々の理解と協力を得ながら、閑静な住環境と周辺の水辺や緑の維持・保全を図ります。

（５）市民参加の景観づくり

都市景観に対する市民意識の啓発

都市景観に対する意識の啓発を図るため、まちの景観づくりに関するシンポジウムやコンテストなどを実施し、市民参加の景観づくりを進めます。

地区計画制度による景観づくり

地域住民の理解と協力を得ながら、地区計画制度を導入し、敷地規模の設定や建築物の外観、生け垣の設置などのルールづくりを行い、美しい街並み景観の形成を進めます。

地区計画による街並みのイメージ



7 . 防災まちづくりの基本方針

7-1 基本的な考え方

阪神・淡路大震災を教訓として、市民一人ひとりが、防災意識を高めるとともに、「あきる野市地域防災計画」に基づき、地震や火災などの各種災害の発生に備えて建物の不燃化の推進や避難路・避難地の確保など、防災の諸施設の整備を進めます。

また、速やかに柔軟な対応ができる防災体制の確立を図り、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを進めます。

7-2 防災まちづくりの方針

(1) 耐震・耐火のまちづくり

建築物の耐震化・不燃化の促進

大規模な地震や火災などの災害に強い市街地を形成するため、用途地域の指定と連動した防火地域や準防火地域の指定により、建築物の不燃化・耐震化を進めます。

また、新耐震基準以前に建築された建築物については、「あきる野市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施しやすい環境の整備や、負担軽減のための制度を活用するなど、耐震化の促進を図ります。さらに、耐震化に関連する安全対策として、家具転倒防止対策、窓ガラス等の落下物対策、ブロック塀等の倒壊防止対策やエレベーターに対する安全対策に関する指導や啓発・支援を進めます。

公共建築物や橋梁などについては、耐震点検を実施するとともに、必要に応じて補強し、耐震性の向上を図ります。

ライフライン施設の耐震性の確保

上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設の被害を軽減するため、耐震性・代替性の確保や電線類の地中化を促進し、各施設の安全性を高めます。

(2) 消防・救助活動がしやすいまちづくり

火災や震災などの緊急時に、速やかな消火活動や救急活動ができるよう、道幅の狭い生活道路の改善を進めます。

初期消火訓練



(3) 安全に避難できるまちづくり

延焼遮断帯の形成

市街地にある幹線道路・鉄道・河川などの空間は、火災の延焼を防止する機能を持っているため、幹線道路の整備や沿道建築物の不燃化、公園緑地などのオープンスペースの確保などによる延焼遮断帯の形成を進めます。

避難路・避難地の確保

被災時の救援活動を支える避難場所は、安全確保が可能な公園緑地や学校などを基本に位置づけます。

市民を安全かつ迅速に避難場所まで導き、被災時の救援活動を円滑に進めるため、幹線道路の整備などにより避難路を確保するとともに、緊急輸送路の機能を果たすため、沿道建築物の耐震化・不燃化などを進めます。

緊急時の輸送経路の確保

広域的な幹線道路を緊急輸送路として位置づけ、電柱倒壊による障害を回避するための送電線の地中化や地中に埋設されているライフライン（水道、ガス）の耐震強化を図ります。また、行き止まりや道幅の狭い道路の解消、橋梁の耐震補強などを進めます。

(4) 水害や土砂災害への対策

市域の6割以上を占める山林は、台風や集中豪雨時に山腹崩壊や崩壊土砂の流出などの危険が内在しているため、急傾斜地崩壊危険区域や保安林などの指定により山林を保全し、災害を未然に防ぎます。

また、土砂災害警戒区域の指定が市内西部地域から順次進められており、指定された区域の避難対策など、ソフト面の対応を進めていくと同時に、河川・水路の改修、道路や宅地での雨水浸透施設の整備により、雨水の流出抑制対策を図るなど、総合的な治水対策を進めます。

8 . 福祉のまちづくりの基本方針

8 - 1 基本的な考え方

市民・企業・行政が協働して、道路や施設のバリアフリー化や身近な公園の整備など、子どもからお年寄りまで誰もが安心して気軽に外出でき、いつまでも住み続けることのできるまちづくりを進めます。

8 - 2 福祉のまちづくりの方針

(1) バリアフリーのまちづくり

道 路

安心して歩くことのできる、人優先の道路にするため、歩道などの交通安全施設の整備とあわせて、段差の解消や誘導点字ブロックの設置など、通行障害の解消を図り、バリアフリー化を進めます。

また、幹線道路や補助幹線道路などにおいては、歩道の整備や拡幅を進め、生活道路では通過する車両の進入を防ぐ対策を進めます。

公共施設・民間施設

鉄道各駅においては、誰もが安心して駅を利用できるようエレベーターやスロープを設置し、車椅子などの通行障害の解消を図りましたが、今後、駅舎や駅前広場の整備に際しては、乗り降りのしやすい機能を備えたバスの導入に備えた施設設備や、滑りにくい材質による歩道の舗装などを進めます。また、駅前駐輪場の整備を進め、放置自転車による通行障害を解消します。

日常さまざまな人が利用する店舗や地域の拠点的な施設などにおいては、車椅子による利用環境の向上、誘導点字ブロックや音声、案内板などによるガイド機能の拡充を図ります。

秋川駅のスロープ



(2) 子育て支援の環境づくり

子どもたちが安心して遊べる環境づくりとして、水と緑の資源を活かした身近な公園や遊び場などを整備します。

また、子どもたちの交通事故を防ぐため、住宅地内での通過交通を排除するなどの安全対策を進めます。

公園内でのどんぐりひろい



(3) 誰もが利用しやすい交通手段の拡充

交通不便地域の解消と交通手段を持たない市民の通院、買い物等への交通手段を確保するため、市内循環バスは運行を継続するとともに、地域住民との連携による新たな運行手法を検討します。

9 . 住宅整備の基本方針

9-1 基本的な考え方

市内には土地区画整理事業によって整備された住宅地や昔からの街道沿いや駅を中心に形成している既存の市街地、河川沿いの集落地など、戸建て住宅を中心とした住宅地が形成されています。

少子高齢化やノーマライゼーション、男女共同参画社会などの新しい時代のテーマが掲げられているなか、誰もが安心して暮らし、ふるさととして愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと思うまちになるよう、住宅の質の向上と住宅地の供給を図ります。

9-2 住宅整備の方針

(1) 良質な住宅の確保

誰もが安心して住み続けられるまちをつくるため、住宅の改善や建替え誘導、民間の宅地開発事業への指導などを行い、ゆとりある良好な住宅の確保に取り組みます。

また、市営住宅については、「あきる野市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、真に住宅に困窮する世帯への住宅セーフティネットとして住宅の確保、住宅の安全性の確保や高齢社会・入居者ニーズへの対応を図りながら、効率的かつ効果的な市営住宅ストックの活用に取り組みます。

(2) ユニバーサルデザインの住宅づくり

日常生活の安全性の確保や身体機能の低下に対応した住宅設備の改善が必要になる場合などにおいて、玄関や風呂・トイレにおける手すりの設置や移動の際に障害となる段差の解消、車椅子使用を容易にする幅の広い廊下の設置など、住宅内のユニバーサルデザイン化に向けた様々な取組みを促進します。

また、老朽化した木造市営住宅の建替えに際しては、共有部分や住戸内のユニバーサルデザイン化を図り、高齢者や障がいを持つ方が安全に生活を営める場となるよう配慮します。

10 . 産業のまちづくりの基本方針

10-1 基本的な考え方

圏央道の整備効果を活かした産業機能の導入や商業機能の集積、観光の拠点づくりなどの多様な産業活動を支援するまちづくりとして、職住近接型の自立都市を目指した産業の導入を図るとともに、魅力ある商業環境の整備などを進めます。

10-2 産業のまちづくりの方針

(1) 新たな産業の立地誘導

旧秋川高校周辺は、本市の産業の中核を成す拠点として産業基盤を整備し、既存の企業や農業等との連携の可能性を検討しながら、製造業やIT関連、物流関連施設等の誘致を図ります。

あきる野インターチェンジ周辺は、周辺環境と調和した商業・業務・レジャー施設、さらには都市交流型農業を活かした農業施設を複合させた機能の導入を目指し、本市の玄関口としてふさわしい市街地の整備を進めます。

秋川高校跡地



(2) 商業環境の整備

東秋留駅や秋川駅、武蔵増戸駅、武蔵五日市駅の周辺に形成されている商店街では、地域住民にとって利用しやすい商業環境やゆとりある歩行空間の整備を進めるとともに、駅施設や駅周辺の交通環境の改善を進めます。

また、草花地区では秋3・3・9号小川草花線と秋3・4・6号福生狩宿線の整備にあわせ、交差点周辺に地域住民にとって利便性の高い商業施設の立地誘導を図ります。

増戸駅南口周辺



(3) 商業・業務施設の誘導

秋留台東地区では、市街地整備による都市基盤の整備とあわせ、商業・業務施設の誘導を進め、職住が近接した都市的サービス水準の高い複合型市街地の形成を進めます。

(4) 農林業の推進

本市の農業は、巨大な消費地に近い立地条件を活かした地産地消型農業であり、さらにこれを推進し、農業を魅力ある職業として確立させるため、生産基盤の整備や販売拠点施設の拡充を進めます。

林業については、「環境都市あきる野」の実現を目指し、水源のかん養や地球温暖化防止など、森林のもつ公益的機能を発揮させるため、「郷土の恵の森構想」に基づき市民・企業・他自治体などとの協働の森づくりや生産基盤の整備を進め、自然と調和した林業の育成を図ります。

(5) 観光の振興

圏央道の整備に伴い首都圏からのアクセス性が向上したことから、観光客の増加を図るため、「観光推進プラン」を策定し、新たな観光の魅力づくりとして、観光レクリエーションの拠点となる自然豊かな街並みの整備を進めるほか、秋川橋河川公園等の観光施設周辺の整備を進めます。